

新見市タクシー利用者証交付申請書

年 月 日

新見市長 様

新見市高齢者等タクシー利用助成事業要綱第5条の規定により、次のとおり申請いたします。  
 なお、申請にあたり、運転免許保有状況を関係機関に照会することに同意します。

申請者 対象者	(フリガナ) 氏 名	
	住 所	〒  電話 ( )
	生 年 月 日	大正 ・ 昭和 ・ 平成 ・ 令和 年 月 日生 ( 歳)
	資 格 要 件 (要綱第3条各号)	新見市内に住民登録があり、運転免許を保有していない者であって、次のいずれかに該当する者 ----- (1) 75歳以上の者 ----- (2) 要介護1以上の認定を受けた者 ----- (3) 身体障害者手帳1、2級所持者 ----- (4) 療育手帳A所持者 ----- (5) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者

※新見市記入欄

登 録 番 号	第 号
対 象 者 の 資 格 要 件	
資 格 要 件 の 確 認 書 類	
特 記 事 項	

(記入上の注意点)

○ 資格要件 (第3条関係)

住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により市の住民基本台帳に記載されている者で、かつ、運転免許を保有していない者で、次の各号のいずれかに該当する者

- (1) 75歳以上の者
- (2) 介護保険法(平成9年法律第123号)第19条第1項の規定に基づく要介護認定において、要介護1以上の認定を受けている者
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者でその障害程度が1級もしくは2級の者
- (4) 療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省発児第156号)により療育手帳Aの交付を受けた者
- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者でその障害程度が1級の者

(添付書類)

- ・ 本人の顔を写した写真 (大きさ 縦4.5cm×横3.5cm)
- ・ 運転免許を返納した方は次のいずれかの写し
  - おかやま愛カード
  - 運転経歴証明書
- ・ 第3条の対象となる資格を証明する各種手帳等の写し